

Sir Peter Blake **KBE** Memorial

# サバニ帆漕レース

2014年版

ルールブック



監 修

サバニ帆漕レース実行委員会

## はじめに

「2000年沖縄サミット」を記念して開始された「サバニ帆漕レース」は、今年2014年度で、記念すべき15回目を迎えます。第3回目（2003年）に「サバニ帆漕レース・ルールブック」を作成して以来、何度か部分的にルール改訂を行ってきましたが、新たな10年を刻む第2ステージの小さな節目の5回目を迎えるこの機会に、改めて整理し、解り易くかつ伝統を受け継ぐ精神に基づいた新しいルールブックを作成することといたしました。

本レースへの参加者をはじめ、これから参加したいと希望される皆様方もこの新ルールブックを精読され、その主旨と精神を充分ご理解いただき、本レースが公正で楽しく運営され、かつ末永く継続されていくようご協力を賜らんことを心からお願い申し上げます。

2014年4月

サバニ帆漕レース実行委員会

# 目 次

## 第1章 基本原則

- 1. 目的…………… 3
- 2. 適用規則…………… 3
- 3. 責任の所在…………… 3
- 4. 参加資格…………… 4

## 第2章 艇体・艤装および装備

- 5. 艇 体…………… 4
- 6. 艤 装…………… 5
- 7. 装 備…………… 6

## 第3章 艇長会議・出艇申告および安全検査

- 8. 艇長会議…………… 8
- 9. 出艇申告…………… 8
- 10. 安全検査…………… 8

## 第4章 帆漕の規程

- 11. スタート…………… 9
- 12. レース中…………… 10
- 13. コース…………… 10
- 14. 安全航行義務…………… 11
- 15. レースの延期・中止…………… 12
- 16. フィニッシュ…………… 13

## 第5章 レース終了後の規程

- 17. タイムリミット（制限時間）…………… 14
- 18. レースの成立および順位の設定…………… 14
- 19. フィニッシュ後の対応…………… 15
- 20. リタイヤ後の対応…………… 15
- 21. 抗議・救済措置…………… 16
- 22. 失格・罰則…………… 16
- 23. 表彰…………… 17

## 第6章 その他の規程

- 24. 参加チームへの助成等に関する措置…………… 17
- 付 則 …………… 18

# 第1章 基本原則

## 1. 目的

本レースは沖縄の「伝統的な帆かけサバニ」を保存・継承し、これを現代の海洋スポーツ・レジャーにいかしながら、自然環境の保全および海洋文化の普及・振興に資することを目的とする。

## 2. 適用規則

「海上衝突予防法」、「サバニ帆漕レース・ルール2014年版」および「サバニ帆漕レース実施要項」による。ただし、実施要項の内容は変更することがある。その場合は艇長会議、その他の方法により参加チームへ通知する。

## 3. 責任の所在

### (1) 艇長・チーム代表者の責任

本レースに参加し、スタートするか否か、または途中リタイヤするか否かを決定するのは、各艇およびチームの艇長またはチーム代表者の責任である。

### (2) 実行委員会・レース委員会の責任

実行委員会ならびにレース委員会は、出場艇、伴走艇の損傷および人身事故等に関する責任を一切負わない。

### (3) 参加拒否権

実行委員会ならびにレース委員会は、いかなる時期においても、またいかなる艇およびチームに対しても理由を説明することなく本レースへの参加を拒否することができる。

#### 4. 参加資格

本レースへの参加資格は下記の条件をすべて満すチームとする。  
ただし実行委員会が認めた場合はこの限りではない。

##### (1) 艇の確保

レースの実施に十分耐えうるサバニを確保しているチーム  
(チャーター艇も可とする)。

##### (2) 乗組員の確保

交代要員を含めて1チームにつき、最低2名から最大6名の乗組員を確保しているチームであること。

##### (3) 伴走艇の確保

チーム全員が乗船できる定員を有する伴走艇を確保しているチームであること。

## 第2章 艇体・艀装および装備

#### 5. 艇体

レース参加艇の艇体は以下の規定に従わなければならない。

##### (1) 材質

艇体の材質は木または強化プラスチック（FRP）製であること。ただし、FRP製は単積層に限り、サンドイッチ積層やカーボンファイバー、その他の特殊積層をしたものでないこと。

##### (2) 規模

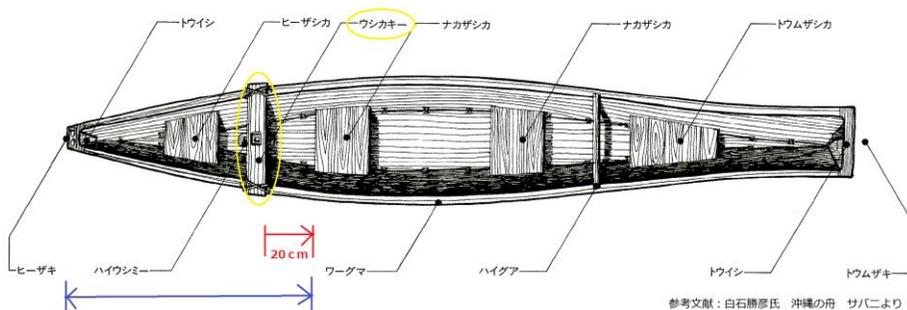
艇の大きさは、全長4,5～9m以内、全幅1,5m以内であることとする。

### (3) 構造

①センターボード、スタビライザー、チェーンキール、艇内ラダー等、伝統的サバニにはあり得ない、いかなる装置も艇体に取り付けてはならない。ただし、安全のための浮力体やアウトリガー、舵およびカーラの装置は認められる。

②カーラの装置について

カーラは舳先の先端からウシカキの後ろ20センチまで。深さは20センチ以内。



③双胴艇（テーサン舟）の場合は、左右同一の規模、材質、構造のものであり、艀装が左右どちらかに一式装置されていなければならない。また、双胴艇以外の複数船体構造であってはならない。

## 6. 艀装

レース参加艇の艀装は以下の規定に従わなければならない。

### (1) 帆柱（マスト）

①材質は木または竹の無垢であること。（単体であること）

② 帆柱（マスト）は2本まで可能。ただし、2本目の弥帆（ヤホ）は主帆の前に取り付けること。

1本の帆柱（マスト）に対して帆は1枚でなければならない。弥帆（ヤホ）の帆柱（マスト）の長さは主帆の7割以下であること。



③ 帆柱（マスト）の補助、補強の禁止

船体と帆柱（マスト）のトップや途中から繋ぐなど、マストの補助あるいは補強の目的で、ロープ等を使用してはならない。

（サイドステイやバックステイの役目の禁止）

④ 帆柱（マスト）の形状

強化のためにグラスファイバーやそれに準ずるものを使用してはならない。

（エポキシ樹脂の使用は禁止だが、ニスの使用は許容範囲とする）

## (2) 帆

- ①材質は木綿またはダクロンでなければならない。(繊維であること)
- ②形状は4角形または台形であること。
- ③サイズについて。最大のサイズの設定は2枚の合計サイズが縦5m以内、横3,5m以内とする。  
(最大の面積の50%を超えないこと。)
- ④色は茶または白系統の単色であることとし、複数色またはカラフルなものであってはならない。
- ⑤ヨット、ウィンドサーフィン、その他の類のセール(三角縦帆)やスピナーカー、ゼネーカー(追い風専用の帆)等に相当する帆を使用してはならない。
- ⑥各艇は帆にスポンサーのロゴマークを張ることにより出場艇であることを示さなければならない。
- ⑦帆に艇名、チーム名以外の文字やデザインを表示してはならない。

## (3) 帆棧(フーザン)

- ①材質はすべて竹でなければならない。
- ②1枚の帆に対して帆棧の数は、主帆は5本以上、弥帆は4本以上装置されていること。  
状況によって縮帆することはかまわない。又、予備の帆を持つことも自由である。
- ③帆漕中はすべての帆棧と帆棧縄との間に帆柱が挟まれている状態でなければならない。
- ④ヨット、ウィンドサーフィン、その他の類のバテンのように帆に袋状に挿入したものであってはならない。

- ⑤ヨット、ウィンドサーフィン、その他の類のブームやウスカ  
ーポール、スピンプール等に類するものを装備してはならな  
い。

## 7. 装 備

レース参加艇の装備は以下の規定に従わなければならない。

### (1) エーク（櫂）

伝統的サバニのエーク（櫂）と著しく材質または形状等の異  
なるパドル、オール、艀櫂、その他の推進器具を使用してはな  
らない。

T型グリップは、いずれのクラスにも使用は認められない。

### (2) 安全備品

ユートゥイ（あか汲み）、アンカー、アンカーロープなど、  
安全の為の備品は艇内に装備しなければならない。

## 第3章 艇長会議・出艇申告および安全検査

## 8. 艇長会議

各チームの艇長または代表者もしくは乗組員のうち最低1人  
は必ずレースの前日に開催される艇長会議に参加しなければならない。この会議に出席しなかったチームは出場を拒否されることがある。ただし正当な理由があり、実行委員会が認めた場合はその限りではない。

## 9. 出艇申告

レースに参加する艇およびチームは、艇長会議までに「出艇申  
告」をしなければならない。これを怠った艇・チームは失格とさ  
れるか、またはペナルティを科せられることがある。

## 10. 安全検査

各チームはスタート前にレース委員会による艇体、艀装および装備の安全確認のための検査を受けなければならない。検査を受けずにスタートした艇は失格とされるか、またはペナルティを科せられることがある。

## 第4章 帆漕の規定

### 11. スタート

#### (1) スタート前

各チームの乗組員は、スタート5分前には座間味村古座間味の浜に、あらかじめ設定された番号順に艇をおき、帆柱を立て、帆を揚げた状態で、艇から5メートル以上離れた線の内側で待機しなければならない。

#### (2) 準備信号

スタート5分前に実行委員会より準備信号を発する。信号はフグホーンによる（ただし、やむを得ない場合はこれを変更することがある）。

#### (3) スタート信号

スタート時刻に実行委員会よりスタート信号を発する。信号はフグホーンによる（ただし、やむを得ない場合はこれを変更することがある）。

#### (4) スタートの延期、中止

実行委員会は状況によりスタートを延期または中止することがある。

## **(5) スタートの時間制限**

スタート信号後、各艇は速やかに出走しなければならない。スタートに遅れたチームについては30分以内の余裕を認めるが、30分を経過した後は失格とされる。

## **12. レース中**

### **(1) 帆走および力漕**

レース中のチームは、どの時点からエークで漕いでもよいし、どの時点で帆を降下し、または縮帆してもよい。ただし、強風やリーフへの接近など艇長が危険と判断する場合を除き、原則として帆は継続的に上げておかなければならない。

### **(2) 乗組員の定員および交替**

レース中の各チームの乗組員の定員は、艇の大きさに関係なく2人以上6人以下としなければならない。ただし、レース委員会が認めたチームについてはその限りではない。また乗組員はいつでも各チームの責任において何度でも交替してよいものとする。ただし、ウォーターチェンジ（海面での乗組員の交代）は禁止とする。

### **(3) 救命胴衣の着用**

レース中の乗組員は必ず救命胴衣を着用しなければならない。

### **(4) 本部船（マーク廻航）**

スタート後、各艇は古座間味ビーチ沖合に設置したマークブイを左にみて通過しなければならない。

## **(5) 伴走艇**

- ①伴走艇はチーム艇に危険があると認めたときは救助に向かわなければならない。
- ②乗組員の交替、飲食類の供給その他のサポートについても各チームの判断により実行してよいが、その場合は他の艇またはチームに迷惑をかけないように少なくとも他艇の3艇身以内に近づかないようにしなければならない。
- ③上記以外のレース継続中において、伴走艇はいかなるレース艇に対しても、当該艇の概ね2艇身以内に近づいてはならない。その場合の2艇身以内であるかどうかは、実測は不可能であるため、当該レース艇の艇長の判断によりレース委員会への意志表示および他のレース艇の艇長による目撃証言等により証明されるものとする。
- ④そのほか、伴走艇は常に本部船の動向に注意し、その指示に従わなければならない。

## **(6) 強制競技停止、強制収容**

レース委員会は、レース中であっても各チームの動向により危険と判断される場合またはその他の理由により必要と認められる場合は、チームのレース継続を強制的に停止させ、またはチームおよび艇の強制収容を行う。

## **13. コース**

本レースのコースは座間味島古座間味浜から那覇港一文字防波堤沖までとし、渡嘉敷島の北端（儀志布島の北側）または黒島の北側を経て、前島の北側およびチービシ（クエフ島）の南側を通過してフィニッシュするものとする。

## **14. 安全航行義務**

### **(1) 浅瀬の通過**

レース艇は伴走艇の航行できない浅瀬を通る場合は艇長の判断と責任により十分に安全を確認して帆走しなければならない。なお、レース委員会が危険と判断した場合は浅瀬への艇の通行を禁止する。

### **(2) 危険回避のための曳航**

危険な状態にある艇を伴走艇が曳航した場合、曳航を終了した地点がフィニッシュラインに近づかない限り当該艇にペナルティが科せられることはない。ただし、チームの責任者は曳航終了後直ちに実行委員会またはレース委員会に対しその旨を報告しなければならない。報告がない曳航が確認された場合またはその曳航が終了した地点がフィニッシュラインに近づいたと認められる場合は失格になるかまたはペナルティを科せられることがある。

## **15. レースの延期・中止**

### **(1) 延期・中止**

実行委員会ならびにレース委員会は天候不良、その他の理由によりレースを延期または中止することができる。その延期・中止についてはレース委員会で検討し決定事項を各チームに伝達する。

なお、その検討に当たっては、気象庁の「波浪注意報」が発令された場合を目途とし、延期の場合は原則として翌週以降再開するが、中止の場合は取りやめとする。

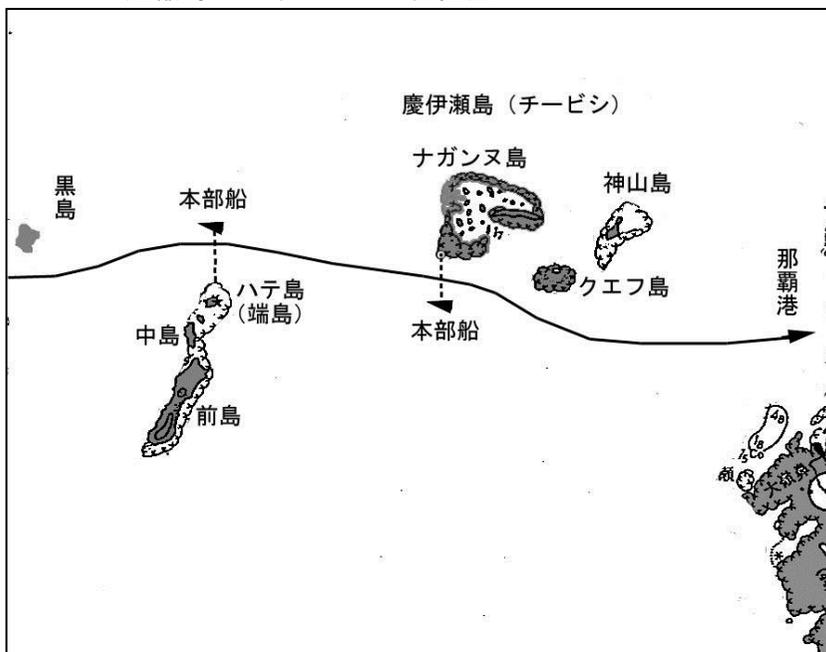
### **(2) コース短縮**

レース委員会は、レースの最中においても海面の状況その他の理由により、コースを短縮し、フィニッシュの方法を変更することがある。その場合は本部船より必要な指示を出す。その指示は信号旗、フォグホーン、携帯電話、その他の方法により実施する。なお、コース短縮時のフィニッシュの位置は次ページの図に示すとおりとする。

## 16. フィニッシュ

レースのフィニッシュは、那覇港一文字防波堤沖に停泊する本部船を右に見て、本部船とアウターマークブイとの見通し線上を艇の一部が通過したときとする。フィニッシュの合図は信号旗、フォグホーン、その他の方法により実施する。

コース短縮時のフィニッシュ位置図



## 第5章 レース終了後の規定

### 17. タイムリミット（制限時刻）

レースのタイムリミット（制限時刻）は15：00時とする。タイムリミットに間に合わないチームは、艇長またはチーム代表者の判断により伴走艇により曳航するなどしてすみやかに撤収しなければならない。これらの連絡等については携帯電話その他の方法による。

### 18. レースの成立・順位の決定

#### （1）レースの成立

本レースは5艇以上がスタートし、タイムリミット（制限時間）以内に1艇でもフィニッシュ（ゴール）したとき成立する。

#### （2）順位の決定

本レースの順位は、着順によるものとする。

#### （3）艇種別クラス順位

本レースでは「第2章 艇体・艀装および装備」に規定された範囲内において、艇の種類別に以下のクラス分けをし、それぞれの順位をとる。

クラス名の変更、

古式サバニ→サバニクラス

艇体は木造、帆柱は無垢の木または竹、帆は規定の範囲内の材質で、かつアウトリガー、舵を装備していない伝統的なサバニ。

アウトリガー付きサバニ（伝統サバニ）→ニーサギクラス

艀装及び、装備がすべて第2章の規定範囲であるが、アウトリガーを付けているサバニ。かつ上記に該当しないクラス。

（ニーサギとはウチナー口で、古来より使われていた言葉、船体

の傾きのバランスをとるための重しなどを付ける（荷を下げる）の意味があります。）

## **19. フィニッシュ後の対応**

フィニッシュ（ゴール）した艇およびチームは、必ず一旦本部船に近づきフィニッシュしたことを確認した上で、できるだけまともって那覇港唐口から入港し、三重城港まで伴走艇により曳航しなければならない。ただし、実行委員会またはレース委員会が認める理由がある場合はその限りではない。

## **20. リタイヤ後の対応**

途中リタイヤした艇およびチームは、必ず本部船にその旨を報告し、実行委員会が指定した場所まで伴走艇によって曳航しなければならない。ただし、実行委員会またはレース委員会が認める場合はその限りではない。また、これらの連絡等については携帯電話、その他の方法によるものとする。

なお、このリタイヤ後の報告を怠った艇またはチームは、「第1章基本原則」に違反したものとみなされ、同章「3の③」の規定に基づき次回から本レースへの参加を拒否されることがある。

## **21. 抗議・救済措置**

### **(1) 抗議**

レース中における各チーム間のトラブルや事故、実行委員会の判断にもとづくあらゆる措置および決定等に関する抗議は一切受けつけられない。ただし、自己の責任によらない事由により著しく不利を被った艇およびチーム等が救済措置を申し出る場合はその限りではない。

## **(2) 救済措置**

前項の規定による救済措置を申し出る艇およびチーム等は、レースのタイムリミット（制限時刻）後1時間以内に実行委員会またはレース委員会へ申告し、かつレース委員会が納得できるだけの証拠および証人を明確に提示しなければならない。

## **2.2. 失格・罰則**

### **(1) 失格・ペナルティ**

以上のルール規定に違反した艇およびチームは失格とされるかまたはペナルティを科せられることがある。

### **(3) 失格・ペナルティの決定およびその理由説明**

失格またはペナルティは、レース表彰式開始までに決定される。その場合、原則として実行委員会ならびにレース委員会は、いかなる艇・チームまたは人物に対しても、その失格またはペナルティの理由を説明する必要はないものとする。

### **(2) 次回以降の出場停止**

以上の規定により実行委員会ならびにレース委員会が決定した事項について、なお抗議を継続し、または不平・不満を述べること等により本レースの成立を著しく遅延させ、または妨害する行為もしくは実行委員会の品位を著しく傷つける言動等を行う者はシーマンシップに反するものとみなされ、その者が属する艇およびチームは失格とされ、かつ次回からの出場を停止されることがある。

### **23. 表彰**

本レースの表彰は、クラス別にそれぞれ上位3着までとする。サバニクラス1着のチームに沖縄県知事賞が授与され、ニーサギクラスにはピーターブレイク賞等が授与される。

その他、特別賞が設けられている。

例：宮崎県日南市長杯（飢肥杉カップ）、スポンサー賞など。

## **第6章 その他の規定**

### **24. 参加チームへの助成等に関する措置**

艇の搬送を希望するチームに関しては実行委員会が運送会社を手配し、又その費用についても相談に応じる。但し、艇の搬送中の管理は各チームが責任をもって行なうものとし、また、レース終了後に各艇保管場所への搬送の際も必ず各チームの責任者または関係者が立ち会わなければならない。

## 附 則

本ルールは、2014年4月20日より施行される。

サー・ピーター・ブレイク メモリアル  
サバニ帆漕レース 2014年版  
ルールブック

---

発行年月日 2014（平成26）4月20日  
監修・発行 サバニ帆漕レース実行委員会

連絡先 座間味村役場／産業振興課  
〒901-3496 沖縄県 座間味村座間味109  
Tel 098-987-2320 Fax 098-987-2329

東京事務局 フォトウェーブ／添畑・塩澤  
e-mail [pwtomo@aol.com](mailto:pwtomo@aol.com)  
[pwtomo@gmail.com](mailto:pwtomo@gmail.com)  
<http://www.photowave.jp/sabani>